奈良市公報

第 3 4 6 号

(平成29年10月分)

平成29年11月7日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長 印刷所 株式会社 春 日

				│ ○放置自転車等の保管	2
	目	次		│ ○一般競争入札の実施	
				○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	2
	条	例		○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止	の届
○奈良市行政	手続における特	定の個人を識別	引するための	出	22
番号の利用	等に関する法律	に基づく個人者	番号の利用及	○生活保護法の規定による施術者の指定	22
び特定個人	情報の提供に関	する条例の一部	『を改正する	○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止	の届
条例			2	出	22
○奈良市一般	職の任期付職員	の採用及び給与	5の特例に関	○生活保護法の規定による施術者の指定(3件)…	23
する条例の	一部を改正する	条例	2	○開発行為に関する工事の完了	23
○奈良市税条	例の一部を改正	する条例	5	○事業計画のある道路の指定	23
○奈良市自動	車駐車場条例の	一部を改正する	3条例9	○放置自転車等の保管	2
○奈良市地区	計画形態意匠条	:例の一部を改正	Eする条例…9	○一般競争入札の実施	24
○奈良市地区	計画の区域内に	おける建築物の	D制限に関す	○放置自転車等の保管	
る条例の一	部を改正する条	:例	10	○奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部	を改
○奈良市公民	館条例の一部を	改正する条例・	11	正する告示	24
	規	則		○放置自転車等の保管	25
○奈良市行政	手続における特	定の個人を識別	引するための	○開発行為に関する工事の完了	25
番号の利用	等に関する法律	に基づく個人社	番号の利用及	○奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の	一部
び特定個人	情報の提供に関	する条例別表第	第2の規則で	を改正する告示	25
定める事務	及び情報を定め	る規則の一部を	と改正する規	○インフルエンザ予防接種の実施	25
則			11	○予防接種の実施の一部改正(2件)	26
○奈良市営住	宅条例施行規則	の一部を改正す	トる規則12	○一般競争入札の実施(3件)	26
○奈良市グリ	ーンホール条例	施行規則を廃止	上する規則…14	○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更	の届
○奈良市職員	の任用に関する	規則等の一部を	と改正する規	出	27
則			14	○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業	の廃
○奈良市税条	例施行規則の一	部を改正する麸	見則15	止の届出	27
	告	示		○生活保護法の規定による医療機関の指定	27
○一般競争入	札の実施(5件	<u> </u>	15	○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更	
	の規定による指			出	
				○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
				○開発行為に関する工事の完了	
○介護保険法	の規定による指	定居宅サービス	ス事業者等の	○督促状の公示送達	
				○平成29年度市・県民税納税通知書の公示送達	
	関する工事の完			○平成27年度市・県民税納税通知書の公示送達	29
	札の実施(2件			○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機	
○身体障害者	福祉法に規定す	る医師の指定	(5件)19	指定	
	支援法に規定す			○公有財産の売払い	
				○住民票の職権消除	
	札の実施			○公募型プロポーザルの実施	
	設定			○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	
	等の保管			○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	等の処分			○公有財産の売払い	
○一般競争入	札の実施	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	21	○徴収事務の委託	31

○一般競争入札の中止32
○国民健康保険料督促状の公示送達32
○差押調書の公示送達32
○放置自転車等の保管32
○奈良市営墓地使用者の募集32
○放置自転車等の保管・・・・・・・・・・・33
○開発行為に関する工事の完了3
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定34
○生活保護法の規定による施術者の指定35
訓令甲
○奈良市辞令式の一部を改正する訓令35
監査
○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…35
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知39
公 営 企 業
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始41
○一般競争入札の実施(2件)42
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部
を改正する規程42
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定(3件)
4;
○一般競争入札の実施(4件)43
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定4
教 育 委 員 会
○定例教育委員会の開催45
農業委員会
○定例総会の招集45

人

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第31号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中

身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号)による身体障害者手帳、 精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号) による精神障害者保健福祉手帳又 は知的障害者福祉法(昭和35年法 律第37号)にいう知的障害者に関 する情報(以下「障害者関係情 報」という。)であって規則で定 めるもの

を

身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号)による身体障害者手帳、 精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123号) による精神障害者保健福祉手帳又 は知的障害者福祉法(昭和35年法 律第37号)にいう知的障害者に関 する情報(以下「障害者関係情 報」という。)であって規則で定 めるもの

に改める。

住民基本台帳法(昭和42年法律第 81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

別表第2の4の項及び5の項中

障害者関係情報であって規則で定 めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定 めるもの

に改める。

住民票関係情報であって規則で定 めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第32号

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、 第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改め、 「第38条第4項」の次に「(地方公営企業等の労働関係に 関する法律(昭和27年法律第289号) 附則第5項により準 用される場合を含む。)」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

- 第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員 以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職 に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に 期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保 するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用 することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第2条の3 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前 条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させること が公務の能率的運営を確保するために必要である場合に は、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができ る。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)にあっては、これに相当する承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成6年奈良市条例第50号) 第15条第1項の規定に よる介護休暇の承認
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

第3条第1項中「前条各項」を「第2条各項」に改め、 同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え る。

2 前項の規定は、前2条の規定により職員を選考により 任期を定めて採用する場合について準用する。この場合 において、同項中「選考される者について従事させよう とする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた 識見」とあるのは、「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性」と読み替えるものとする。 第3条の次に次の1条を加える。

(任期の特例)

第3条の2 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同 条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、第2条の2又は第2条の3の規定により 任期を定めて採用された職員(以下「非専門的任期付職 員」という。)の任期が3年(前条に該当する場合に あっては、5年。以下この項において同じ。)に満たな い場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲 内において、その任期を更新することができる。

第5条第1項中「(地方公営企業等の労働関係に関する 法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職 員をいう。第7条第1項において同じ。)」を削る。

第6条の次に次の見出し及び2条を加える。

(非専門的任期付職員の給与の特例)

- 第6条の2 非専門的任期付職員(企業職員である非専門的任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額については、給与条例第7条第9項の規定を準用する。
- 2 非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、給与条例第7条の2の規定を準用する。
- 第6条の3 給与条例第6条の2、第7条(第9項を除 く。)、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付 職員には適用しない。
- 2 給与条例第11条から第15条まで、第16条の3及び第16 条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第 2項第2号及び第40条の規定の適用については、給与条 例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」 とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与 の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2 条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下 「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第40 条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時 間勤務職員」とする。
- 4 給与条例第17条第3項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職

員」と読み替えるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(企業職員である非専門的任期付職員の給与の特例)

- 第7条の2 企業職員給与条例第4条及び第10条の2の規 定は、企業職員である非専門的任期付職員には適用しな い。
- 2 企業職員給与条例第3条の2、第5条、第5条の3、 第6条の2及び第13条の規定は、企業職員である任期付 短時間勤務職員には適用しない。

第8条中「第2条各項」を「第2条から第2条の3まで」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部改正)
- 2 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正す る。

第2条第3項中「地方公務員法」の次に「第28条の4 第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職 員で同法」を加え、「職員(」を「もの(」に改め、同 条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条 第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項 又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関す る法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採 用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」とい う。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休 憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当 たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期 付短時間勤務職員」を加える。

第4条第2項中「、再任用短時間勤務職員」の次に「 及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項ただし書中 「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務 職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「及び再任用短時間勤務職員」 を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職 員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期 付短時間勤務職員」を加える。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良 市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条 の3第3項の規定により任期を定めて採用された短 時間勤務職員 第15条中「過員を生じる場合」を「次に掲げる事情」 に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 過員を生じること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間 勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採 用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以 下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用し ておくことができないこと。

第16条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務をしている職員についての奈良市ー 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の特例)

第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関 する条例第5条第2項の規定の適用については、同項 中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、そ の者の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良 市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 6年奈良市条例第50号)第2条第2項の規定により定 められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 第17条の次に次の3条を加える。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る 任期の更新)

第17条の2 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の 更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給 与の特例)

- 第17条の3 短時間勤務職員の給料月額については、奈 良市一般職の職員の給与に関する条例第7条の2の規 定を準用する。
- 第17条の4 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第 6条の2、第7条、第11条から第15条まで、第16条の 3、第16条の5、第22条及び第22条の2の規定は、短 時間勤務職員には適用しない。
- 2 短時間勤務職員に対する奈良市一般職の職員の給与に関する条例第16条の4第2項第2号及び第40条の規定の適用については、同条例第16条の4第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)」と、同条例第40条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」とする。
- 3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第17条第3項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替えるものとする。第18条第2号及び第19条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市

条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」 に改め、「された者」の次に「及び地方公務員の育児休 業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1 項又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3 の規定により任期を定めて採用された者」を加える。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第33号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第18条中「各号に掲げる者」の次に「のいずれかに該当する納税義務者」を加え、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第19条第4項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第19条第6項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第25条の2第1項中「第19条第4項の申告書」を「第19

条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第45条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中 第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中 「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。 第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「に より」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前 項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつ て」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の 2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により 」に改める。

第46条第1項中「においては」を「には」に、「によつ て」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に 「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「 法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項にお いて「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税 額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この 項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告 書」を「(当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321 条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額 更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」 に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわら ず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「につい てされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の 15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項 第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「 まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人 税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係る ものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税 務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改め る。

第67条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を 「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7 項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第67条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の1とする。

- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定め る割合は3分の1とする。

第70条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第70条の2の見出し中「あん分」を「養分」に改め、同 条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号 中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第82条の3において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第82条の3において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第82条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配 偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に 改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第8項及び第9項を次のように改める。

- 8 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2中第10項を削り、第11項を第10項とする。 附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則 第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項 各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中 「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号 口」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規 定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項に おいて準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24 項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則 第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、 同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項 」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準 適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添 付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は 法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつ ては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告 書を提出する場合には、3月以内に提出することがで きなかつた理由
- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は 法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつ ては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条 第38項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第22条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年 度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第23条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自 動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割 合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定 の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「 納期限(附則第23条第2項の規定の適用がないものとし

た場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽 自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第23条の2第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第19条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第19条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第19条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこ れらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案し て、前項の規定を適用しないことが適当であると市長 が認めるとき。

附則第26条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第28条の3の2第4項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第28条の3の3第4項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条第1項の規定による申告書
- (2) 第29条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第28条の3の3第6項中「第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第28条の9を次のように改める。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に 係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第35条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18条第1号の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定 並びに次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行 する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条ただし書に掲げる改正規定による改正後の奈良市 税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年 度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に よる。
- 3 新条例第45条第3項及び第5項並びに第46条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固 定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固 定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第67条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料讓与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第67条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定

資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第70条の2第2項及び第82条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により減失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条及び附則第5条第2項において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により減失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽 自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽 自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車 税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年 度分のものに限る。) の額について不足額があることを 奈良市税条例第91条第2項の納期限(納期限の延長が あったときは、その延長された納期限)後において知っ た場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に 係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条 において「第三者」という。) にあるときは、地方税法 第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者 (当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別 の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に 対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機 会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与 えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を 賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自 動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(奈 良市税条例第94条及び第95条の規定を除く。)を適用す
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤 回することができない。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計 画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計 画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税に ついては、なお従前の例による。
- 2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税に

ついては、なお従前の例による。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年 奈良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項の項の左欄及び中欄中「第90条第2号」を「第2号」に改める。

第7条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成29年 奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例附則第22条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第23条を次のように改める。

第23条 削除

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第34号

奈良市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 奈良市自動車駐車場条例(昭和57年奈良市条例第24号) の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第5条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を 「利用者」に改める。 第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 (駐車場の利用料金)

- 第7条 駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る 料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければな らない。
- 2 毎月の利用料金は、1区画につき2,500円を超えない 範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を 得て定める額とする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第35号

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例 奈良市地区計画形態意匠条例(平成22年奈良市条例第17 号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区 地区整備計画区域 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画 の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区 地区整備計画区域

- 1 建築物の屋根(陸屋根を除く。)の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の 区分に応じた彩度を超えないこと。
- 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、当該建築物の外壁のうち都市計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する面について、各見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。
- 3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面 の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観 に配慮すること。
- 4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。
- 5 屋外階段及びバルコニーを設ける場合は、形態、材料及び色彩によって建築物本体と 調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。
- 6 建築物の外壁(都市計画道路大宮通り線又は都市計画道路三条菅原線に面する側に限る。) にクーラー室外機を設ける場合は、目隠し等で取り囲む等建築物本体と調和を図り、眺望及び景観に配慮すること。
- 7 建築物の外壁に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、建築物の 外壁各立面について、当該立面の面積の5分の1以下となるようにすること。

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	0.0R以上10.0R未満	4 未満	2
	0.0Y R以上5.0Y R未満	4 未満	4
	5.0Y R以上10.0Y R未満	4 未満	6
	0.0Y以上5.0Y未満	4 未満	6
	5.0Y以上10.0Y以下	4 未満	4
	その他の色相	4 未満	2
	無彩色	4 未満	_

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区地区整	全ての建築物	0 0 D N L C 0 D 十 法	8 未満	2
備計画区域		0.0R以上5.0R未満	8以上	1
			7未満	4
		5.0R以上10.0R未満	7以上8未満	3
			8以上	1
			5 未満	6
			5以上6未満	4
		0.0Y R以上10.0Y R未満	6以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1
			7未満	6
		0.0Y以上5.0Y未満	7以上8未満	4
			8以上9未満	3
			9以上	2
			5 未満	6
		5 037 N 1.10 037 N T	5以上8未満	4
		5.0Y以上10.0Y以下	8以上9未満	2
			9以上	1
		2の44の左44	8未満	2
		その他の色相	8以上9未満	1
		無彩色	9以下	_

附則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第36号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例(平成3年奈良市条例第19号)の一部を次のように改 正する。

別表第1に次のように加える。

大宮通り交流拠点地区 地区整備計画区域 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画 の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

大宮通り交流 拠点地区地区 整備計画区域 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売 場又は勝舟投票券発売所 (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら 異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品 の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (3) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に規定するラブホテル (4) 工場 (建築物の主要用途に附属するものを除く。) B地区 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売 場又は勝舟投票券発売所

(2) 工場(建築物の主要用途に附属するものを除く。)

附則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第37号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例 奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項の表奈良市立登美ケ丘公民館の項中「奈良市中登美ケ丘三丁目4,162番地の81」を「奈良市中登美ケ丘三丁目4,162番地の81・1,994番地の10」に改める。

別表の1の表登美ケ丘公民館の部中

	大ホール 2	900	1,200	900	 」を
	大ホール 2	900	1,200	900	,,,
Ī	大ホール 3	1,590	2,120	1,590	(3

改め、同表平城西公民館の部多目的広場の項を削り、同表備考中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、規定の使用料の額の1時間相当額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、 第2条第1項の表奈良市立登美ケ丘公民館の項の改正規 定及び別表の1の表の改正規定(同表登美ケ丘公民館の 部に係る部分に限る。)並びに次項の規定は、平成30年 4月1日から施行する。

(奈良市グリーンホール条例の廃止)

2 奈良市グリーンホール条例 (平成16年奈良市条例第21 号) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の奈良市公民館条例(以下「新条例」という。)別表の1の表(登美ケ丘公民館の部を除く。)の規定は、平成29年12月1日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表の1の表登美ケ丘公民館の部の規定は、平成30年4月1日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成29年10月10日掲示済)

規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の 規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改 正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務

及び情報を定める規則(平成27年奈良市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ中「生活保護実施関係情報」の次に「又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報(以下「就労自立給付金支給関係情報」という。)」を加え、同号に次のように加える。

オ 当該入居者又は同居者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)

第4条第2号中「及びウ」を「、ウ及びオ」に改め、同 条第3号に次のように加える。

- ウ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第4条第9号ア中「生活保護実施関係情報」の次に「又 は就労自立給付金支給関係情報」を加え、同号に次のよう に加える。
- エ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第4条第13号中「当該入居者又は同居者に係る身体障害 者手帳交付等情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に 次のように加える。
 - ア 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付 等情報
- イ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第5条第1号イ中「生活保護実施関係情報」の次に「又 は就労自立給付金支給関係情報」を加え、同号に次のよう に加える。
- オ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第5条第2号中「及びウ」を「、ウ及びオ」に改め、同 条第3号に次のように加える。
- ウ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第5条第5号ア中「生活保護実施関係情報」の次に「又 は就労自立給付金支給関係情報」を加え、同号に次のよう に加える。
- エ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第5条第10号中「当該入居者又は同居者に係る身体障害 者手帳交付等情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に 次のように加える。
 - ア 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付 等情報
- イ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第6条第1号イ中「生活保護実施関係情報」の次に「又 は就労自立給付金支給関係情報」を加え、同号に次のよう に加える。
- オ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第6条第2号中「及びウ」を「、ウ及びオ」に改め、同 条第3号に次のように加える。
- ウ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第6条第5号ア中「生活保護実施関係情報」の次に「又 は就労自立給付金支給関係情報」を加え、同号に次のよう に加える。
 - エ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 第6条第10号中「当該入居者又は同居者に係る身体障害

者手帳交付等情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に 次のように加える。

- ア 当該入居者又は同居者に係る身体障害者手帳交付 等情報
- イ 当該入居者又は同居者に係る住民票関係情報 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第45号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「又は中国残留邦人等支援給付に 係る証明書」を削り、同項中第5号を第7号とし、第4号 の次に次の2号を加える。

- (5) 中国残留邦人等支援給付に係る証明書(受給者に限る。)
- (6) 個人番号提供書(別記第1号様式の2)(提供を要する場合に限る。)

第3条第3項中「(第3号及び第4号を除く。)」を削る。 第5条第2項中「(第3条第2項第3号及び第4号の書 類を除く。)」を削る。

第9条第2項に次のように加える。

(3) 市長が必要と認める場合 当該入居者及び同居者の 個人番号提供書

第22条中「第5号」を「第7号」に改める。 別記第1号様式の次に次の1様式を加える。 第1号様式の2 (第3条関係)

個人番号提供書

(宛先)奈良市長

年	月	E

市営住宅等の管理に関する事務における利用目的を確認した上で、次のとおり個人番号を提供いたします。また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。

記入者住所		
記入者氏名	E	:p

ᇫ	フリガナ						生年	月日	
居(氏名						年	月	日
予定	住所								
一者	個人番号								
	続柄		•				生年	月日	
同	フリガナ								
居(氏名						年	月	日
予定)	住所								
者	個人番号								
同	続柄						生年	月日	
居	フリガナ								
予	氏名						年	月	日
定	住所								
者	個人番号								
同	続柄						生年	月日	
居	フリガナ								
予	氏名						年	月	日
定	住所								
者	個人番号								

記載要領

- 1. 奈良市が個人番号を利用して本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2. 代理人が提供書に署名する場合、入居者及び同居者からの委任状が必要です。
- (注)裏面に個人番号の利用目的、根拠、窓口記入欄等について記載する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市グリーンホール条例施行規則を廃止する規則をこ こに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第46号

奈良市グリーンホール条例施行規則を廃止する規則 奈良市グリーンホール条例施行規則(平成16年奈良市規 則第61号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第47号

奈良市職員の任用に関する規則等の一部を改正する 規則

(奈良市職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の任用に関する規則(昭和43年奈良市 規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年 法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規 定により任期を定めて採用された者をもつて補充し ようとする職
- (6) 奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 29年奈良市条例第7号)第10条第1項の規定により 任期を定めて採用された者をもつて補充しようとす る職

第18条第1項第2号中「職」の次に「(地方公務員の 育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期 を定めて採用された職員の職及び地方公共団体の一般職 の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員の職 を除く。)」を加える。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する規則(平成24年奈良市規則第23号)の一部を次 のように改正する。

第1条中「、第8条」を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 (任期付短時間勤務職員の給与の特例)

第7条 条例第6条の2第2項に規定する任期付短時間

勤務職員に対する給料規則第25条の規定の適用については、同条第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 給料規則第27条の規定は、条例第6条の2第2項に 規定する任期付短時間勤務職員について準用する。こ の場合において、給料規則第27条中「再任用短時間勤 務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と読 み替えるものとする。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の 一部改正)

第3条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

本則及び別表第2中「再任用短時間勤務職員」を「再 任用短時間勤務職員等」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年 奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第2号中「昭和41年奈良市規則第5号」の次に「。以下「給料規則」という。」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員の給与の特例)

- 第11条の2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下この条において「短時間勤務職員」という。)に対する給料規則第25条の規定の適用については、同条第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)」と、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」とする。
- 2 給料規則第27条の規定は、短時間勤務職員について 準用する。この場合において、同条中「再任用短時間 勤務職員」とあるのは、「短時間勤務職員」と読み替 えるものとする。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「法」という。)」の次に「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で法」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された 職員 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成 4年奈良市条例第7号。以下「育児休業条例」とい う。)第17条の3 (4) 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「 任期付条例」という。)第2条の3の規定により採 用された職員 任期付条例第6条の2第2項

第23条の6第4項中「奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)」を「任期付条例」に改める。

第24条第1項第5号中「奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号。以下「育児休業 条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一 部改正)

第6条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正 する。

第2条第1号中「者」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)第2条の2又は第2条の3の規定により採用された者を除く。)」を加える。

第23条第1項第1号中「勤務評定その他」を削り、同条第2項第4号中「(平成3年法律第110号)」を削り、同項第6号中「いう。)」の次に「をしている職員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第48号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の 一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市税犯則事件調査員」の次に「(法第22条の3に規定する当該徴税吏員をいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項第1号中「証票(」の次に「法第15条の2第11項、」を加え、同項第2号中「法第336条、法第437条、法第485条の6、法第616条、法第701条の23及び法第701条の68の規定において準用する国税犯則取締法(明治33年法律第67号)第4条」を「法第22条の12」に改める。第13条第7号を次のように改める。

(7) 事業所税減免通知書(条例第157条第1項) 別記 第130号様式の2

第13条に次の3号を加える。

(8) 事業所税決定通知書及び加算金決定通知書(法第701条の58、法第701条の61及び法第701条の62) 別 記第130号様式の3

- (9) 事業所税更正通知書及び加算金決定通知書(法第701条の58、法第701条の61及び法第701条の62) 別記第130号様式の4
- (10) 事業所税更正(減額)通知書(法第701条の58)別記第130号様式の5

別記第41号様式(1枚目)の(注)中「裏面に」を「1枚目から3枚目までの裏面に、税額の計算方法」に改め、同様式(2枚目)中「株式・先物」を「株式等・先物」に、「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改め、同様式(2枚目)の(注)を削り、同様式(3枚目)中「及び種類」を「・法人番号・種類」に、「支払者の名称」、「支払者の名称」、これよって

を「法人番号」に改める。

別記第54号様式中「株式・先物」を「株式等・先物」に、「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改める。別記第130号様式の5中「事業所税更正通知書及び加算金決定通知書」を「事業所税更正(減額)通知書」に改める。

附則

(施行期日)

L この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条 第2項及び第3項第2号の改正規定は、平成30年4月1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第 41号様式及び第54号様式の規定は、平成29年度以後の年 度分の個人の市民税から適用する。

(平成29年10月31日掲示済)

告 示

奈良市告示第645号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 JR関西本線新駅西口駅前広場予備設計 業務委託
- (2) 業務場所 奈良市八条四丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月23日まで
- (4) 業務概要 JR関西本線新駅西口駅前広場予備設計 (基本設計) 一式

 $A = 約5,000 m^2$

事業認可図書作成一式

現地測量(平面図除く)一式

(5) 予定価格 14,540千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 10,635千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

奈良市告示第646号

(平成29年10月2日掲示済)

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 汚泥再生処理施設点検補修修繕
 - (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地 「奈良市衛生浄化センター」
 - (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月16日まで
 - (4) 業務概要 破砕機点検整備一式 濃縮機点検整備一式 膜分離装置点検整備一式 汚泥乾燥装置点検整備一式

生ごみ選別粉砕装置脱水機点検整備一式

真空ポンプ点検整備一式 No.1メタン発酵槽補助ブロワ点検整備

元 一次発酵槽油圧ユニット点検整備一式 投入調整槽攪拌機点検整備一式

浄化槽汚泥スカム破砕ポンプ点検整備一 式

(5) 予定価格 35,716千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第647号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用しま す。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名 浸水対策工事(東九条町地内他・西九条 川支流)
- (2) 工事場所 東九条町地内他
- 期 契約の日から平成30年3月30日まで (3) 工

(4) 工事概要 工事延長 L = 549 m

管布設工一式 推進工一式 立坑築造工一式 マンホール築造工一式 薬液注入工一式 付帯工一式 仮設工一式

(5) 予定価格 229.452千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限モデル型算出価格 185,254千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第648号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 灰汚水処理装置点検整備補修
 - (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地 「奈良市環境清美工場」
 - (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月16日まで
 - (4) 業務概要 1. 灰汚水吸引装置(真空吸引方式)一
 - 2. 灰汚水脱水装置 (スクリューデカン タ型連続遠心分離脱水機)一式
 - 3. 灰汚水再利用水装置一式
 - 4. 試運転調整一式
 - (5) 予定価格 29.580千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第649号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 西部生涯スポーツセンター温水ボイラー 改修工事
 - (2) 工事場所 奈良市中町4860番地
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年1月30日まで
- (4) 工事概要 機械設備工事一式 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 13.530千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 11,289千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第650号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第 46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サー

ビス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サ ービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第 85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示しま す。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

車紫正釆早	事	業所	事	指定	
事業所番号	所在地	名称	法人所在地	法人名	年月日
2970107732	奈良市西大寺竜王町 1-4-75	けいはんなヘルパース テーションあやめ池	奈良市二名三丁目952 - 1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	平成29年 10月1日
2970107740	奈良市中山町2番1	けいはんなヘルパース テーション中山町	奈良市二名三丁目952 - 1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	平成29年 10月1日
2970107757	奈良市中山町2番1	けいはんなデイサービ スセンター中山町	奈良市二名三丁目952 - 1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	平成29年 10月1日
2970107690	奈良市鳥見町三丁目 12番地の6	ケアプランセンター SAKA爽	奈良市鳥見町三丁目 12番地の6	合同会社爽楽	平成29年 10月1日
2970107708	奈良市鳥見町三丁目 12番地の6	ヘルパーステーション KURA爽	奈良市鳥見町三丁目 12番地の6	合同会社爽楽	平成29年 10月1日
2970107716	奈良市高畑町626-3	つなぐファクトリー	兵庫県西宮市青木町 11番30号	つなぐファクトリー株 式会社	平成29年 10月1日
2970107765	奈良市西大寺竜王町 1-4-75	けいはんな福祉用具セ ンター	奈良市二名三丁目952 - 1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	平成29年 10月1日
2970107724	奈良市富雄北2丁目 6-33シティパレス 21富雄北313	訪問介護めいりーふ	奈良市法蓮町620番地 の4	株式会社May leaf	平成29年 10月1日
2960196224	奈良市三碓六丁目 9 番23号	訪問看護ステーション ひばり	奈良市三碓六丁目 9 番23号	医療法人ひばり	平成29年 10月1日

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第651号

平成29年9月29日付で専決処分した次に掲げる予算の要 領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の 規定により別紙のとおり公表します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成29年度奈良市一般会計補正予算(第3号) 平成29年度奈良市一般会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

補正予算(第3号)

平成29年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,207,502千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
15. 国庫支出金		23,432,978 ^{+m}	20,000 ^{fm}	23,452,978 ^{+m}	
	3. 国庫委託金	143,889	20,000	163,889	
16. 県 支 出 金		7,744,996	123,000	7,867,996	
	3. 県 委 託 金	69,665	123,000	192,665	
歳 入	合 計	128,064,502	143,000	128,207,502	

歳出

款項		補正前の額	補 正 額	計				
2. 総	務	費				14,042,020	123,000 千円	14,165,020 ^{+円}
			5.選	挙	費	329,188	123,000	452,188
11. 教	育	費				10,897,090	20,000	10,917,090
			1. 教	育 総	務費	2,516,313	20,000	2,536,313
	歳	出	合	計		128,064,502	143,000	128,207,502

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第652号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第 82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居 宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護

予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2 号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公 示します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

【居宅介護支援】

事業所番号	事	業 所		廃止		
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970104184	奈良市内侍原町 46番地の1	アースサポート 奈良	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート 株式会社	2011001027780	平成29年 9月30日

【(介護予防) 福祉用具貸与·特定(介護予防) 福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃止
学 未別留 5	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	年月日
2970102147	奈良市三条桧町4-9	有限会社 アイコム	奈良市大安寺西 3 - 4 - 9	有限会社 アイコム	1150002003241	平成29年 9月30日

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第653号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年5月30日 奈良市指令整開 第17A-8号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年10月2日 第1592号 公共施設 平成29年10月2日 第765号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市三松四丁目910番1、910番4、912番1及び914 | 以下省略 番 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市中山町1606番地の7 株式会社明利建設 代表取締役 相川 直利
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市三松四丁目912番1の一部及び914番1の一部

(2) 下水道

奈良市三松四丁目912番1の一部

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第654号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

油阪佐保山線及び二条線引継図書作成業務委託ほか2 件(各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、 最低制限基準価格は別表のとおり)

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第655号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第

第346号

2条の規定により公告します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

JR奈良駅南土地区画整理事業整備工事(その2)ほ 工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低 制限モデル型価格価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第656号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市 か14件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事場所、身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 9月25日	松木 信之	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	消化器内科 (肝臓機能障害)

(平成29年10月2日掲示済)

身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第657号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 9月25日	乾秀和	医療法人岡谷会 おかたに病院	奈良市南京終町一丁目25-1	泌尿器科 (ほうこう又は直腸機能障害)

(平成29年10月2日掲示済)

身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第658号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 9月27日	林部 章	奈良西部病院	奈良市三碓町2143-1	外科 (小腸機能障害)

(平成29年10月2日掲示済)

| 身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第659号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成29年 9月25日	林部 章	奈良西部病院	奈良市三碓町2143-1	外科 (肝臓機能障害)

(平成29年10月2日掲示済) |

平成29年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第660号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市 身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号) 第3条の規定により告示します。

ı					
	指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
	平成29年 9月25日	林部 章	奈良西部病院	奈良市三碓町2143 – 1	外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、 同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する 医療の種類	主として担当 する医師
平成29年 10月1日	かみつじこどもクリニック	奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2階	上辻 秀和	腎臓に関する医療 (腎移植術後の抗免疫 療法に限る)	上辻 秀和

(平成29年10月3日掲示済)

奈良市告示第662号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物 件 名 奈良市公用自動車賃貸借
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 平成30年1月10日から平成35年1月9日
 - (4) 納入場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所
 - (5) 納入期日 平成30年1月10日
 - (6) 担 当 課 奈良市総合政策部秘書課

電話 0742-34-4705

以下省略

(平成29年10月6日掲示済)

奈良市告示第663号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21 号) 第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの で、同条第4項の規定により告示します。

平成29年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年10月3日掲示済)

奈良市告示第664号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成29年10月3日
- 3 移動対象区域

IR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京 駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条 例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定す る市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき るもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちく ださい。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2 000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内 は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成29年10月3日掲示済)

奈良市告示第665号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有 者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので

奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。 平成29年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日 平成29年10月3日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日 平成29年3月3日、同月7日、同月10日、同月16日、 同月19日及び同月24日

(平成29年10月3日掲示済)

奈良市告示第666号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 平成29年度奈良市地域連携HACCP導 入実証事業業務委託
- (2) 業務場所 奈良市の指定する場所
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日(金)まで
- (4) 業務概要 ア 導入支援モデル事業
 - イ 研修事業
 - ウ (仮称) 奈良市ハサップ普及推進会 議の業務支援
 - エ 導入支援ツールの作成

(詳細については、別紙「平成29年度奈良市地域連携HACCP導入実証事業業務委託仕様書」のとおり)

以下省略

(平成29年10月4日掲示済)

奈良市告示第667号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成29年10月5日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年10月5日掲示済)

奈良市告示第668号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物品名活動服(消防団員現場活動用)
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 奈良市八条五丁目404番地の1 奈良市消防局
 - (4) 納入期限 平成30年3月20日
 - (5) 担 当 課 奈良市消防局総務課 電話 0742-35-1199

以下省略

(平成29年10月5日掲示済)

奈良市告示第669号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

指	定介護機関		
名称 所在地			松杏左耳口
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンターも りの木	奈良県奈良市押熊町1110-1	民夕人灌士採車要 (人灌斗而佐戌)	平成29年9月1日
有限会社エイジング	奈良県奈良市押熊町1110-1	· 居宅介護支援事業(介護計画作成) - -	十成29年9月1日
パナソニックエイジフ リーケアセンター奈良 登美ヶ丘・ケアマネジ メント	奈良県奈良市南登美ヶ丘15番 1 号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成29年9月1日
パナソニックエイジフ リー株式会社	大阪府門真市門真大字門真1048 番地		

(平成29年10月5日掲示済) | を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月5日

奈良市告示第670号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項にお いて準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業 奈良市長 仲 川 元 庸

指定	施術者の氏名	成儿】わ佐生の種類	成正年日 日
施術所の名称 施術所の所在地		・ 廃止した施術の種類	廃止年月日
湯木 知明			
竹田整骨院	奈良県奈良市南城戸町21	柔道整復	平成29年4月30日

(平成29年10月5日掲示済) | 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月5日

奈良市告示第671号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定	施術者の氏名	施術の種類	化 会年 日 日
施術所の名称 施術所の所在地		他們の埋栽	指定年月日
湯木 知明			
竹田整骨院	奈良県奈良市南城戸町21	柔道整復	平成29年5月1日

(平成29年10月5日掲示済) |

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

奈良市告示第672号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項にお いて準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業 平成29年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定	施術者の氏名	廃止した施術の種類	 成 上 年 日 日	
施術所の名称	施術所の所在地	発止 した他例の程規	廃止年月日	
長村 泰和				
たなか鍼灸整骨院	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	柔道整復	平成29年8月31日	
長村 泰和				
たなか鍼灸整骨院	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	はり・きゅう	平成29年8月31日	

(平成29年10月5日掲示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月5日

奈良市告示第673号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	
施術所の名称	施術所の所在地	ルででは大豆	11年十月日	
田中 克典				
たなか鍼灸整骨院	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	柔道整復	平成29年9月1日	
田中 克典				
たなか鍼灸整骨院	奈良県奈良市鶴舞東町2番13号 VIVビル102号	はり・きゅう	平成29年9月1日	

(平成29年10月5日掲示済)

| 定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の | 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月5日

奈良市告示第674号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

l	指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日	
l	施術所の名称	施術所の所在地	他他の性類	1日化十万日	
l	橘髙 義宏				
	株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の 1 大和紀寺ビル305号	あんま	平成29年8月21日	
l	橘髙 義宏				
	株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番地の 1 大和紀寺ビル305号	はり・きゅう	平成29年8月21日	

(平成29年10月5日掲示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月5日

中区和等于(MITTERSE 在计符数144日) 然后 2 然

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名 施術所の名称 施術所の所在地		施術の種類	指定年月日
		加州・グ性類	
三口 雄康			
三口 雄康	奈良県奈良市富雄北一丁目17番 34号503号室	あんま	平成29年9月13日

(平成29年10月5日掲示済)

奈良市告示第676号

奈良市告示第675号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成29年8月7日 奈良市指令整開 第17A-17号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年10月5日 第1593号

- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市窪之庄町49番1、50番1、51番1、52番1、53 番1、54番1及び55番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 古屋 一樹

(平成29年10月5日掲示済)

奈良市告示第677号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定した

ので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10 条の規定により公告します。

平成29年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日

平成29年10月6日

2 指定した道路の名称

市道 区画道路1号線

3 指定した道路の幅員

 $6.0 \text{m} \sim 6.0 \text{m}$

4 指定した道路の延長

73.2m

5 指定した道路の区域

奈良市大森西町181番地先から 奈良市大森西町183番地先まで

(平成29年10月6日掲示済)

奈良市告示第678号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成29年10月6日

平成29年10月6日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺 及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略

(平成29年10月6日掲示済)

奈良市告示第679号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物 品 名 防犯カメラ
 - (2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 奈良市内各駅周辺
 - (4) 納入期限 平成30年3月31日
 - (5) 担 当 課 奈良市総合政策部危機管理課

電話 0742-34-4930

以下省略

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市告示第680号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成29年10月8日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁 止区域

以下省略

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市告示第681号

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正 する告示を次のように定める。

平成29年10月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を 改正する告示

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱(平成25年奈 良市告示第112号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。

別表の1の表中

「奈良市保健福祉部福祉政策課

奈良市保健福祉部地域福祉課

奈良市保健福祉部障がい福祉課

奈良市保健福祉部保護第一課

奈良市保健福祉部保護第二課

奈良市保健福祉部長寿福祉課

奈良市保健福祉部保険医療室福祉医療課

奈良市保健福祉部保険医療室介護福祉課」

「奈良市福祉部福祉政策課

奈良市福祉部地域福祉課

奈良市福祉部障がい福祉課

奈良市福祉部保護第一課

奈良市福祉部保護第二課

奈良市福祉部長寿福祉課

奈良市福祉部福祉医療課

奈良市福祉部介護福祉課 」

「奈良市観光経済部商工労政課」を「奈良市観光経済部産業振興課」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月11日から施行し、この告示に よる改正後の奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の 規定は、同年4月1日から適用する。 (平成29年10月11日掲示済)

奈良市告示第682号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成29年10月12日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅 周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年10月12日掲示済)

奈良市告示第683号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年10月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年6月8日 奈良市指令整開 第17A-15号 平成29年9月27日 奈良市指令整開

第17A-15-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年10月13日 第1594号 公共施設 平成29年10月13日 第766号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市鶴舞西町708番7、708番8及び709番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府枚方市宮之阪2丁目2番5号-103

リッツハウジング株式会社 代表取締役 中西 孝信

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路

奈良市鶴舞西町708番7の一部及び708番8の一部

(2) 下水道

奈良市鶴舞西町708番7の一部及び708番8の一部 (平成29年10月13日掲示済)

奈良市告示第684号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を 改正する告示を次のように定める。

平成29年10月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱 (平成21 年奈良市告示第131号) の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「19人以下」を「19人まで」に、「1,447,000円」を「2,238,000円」に、「3,744,000円」を「4,306,000円」に、「25,500円」を「25,000円」に、「31,500円」を「53,000円」に改め、同表開所日数加算額の項中「15,000円」を「17,000円」に改め、同表長時間開所加算額の項中「298,000円」を「378,000円」に、「134,000円」を「170,000円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年10月13日から施行する。 (適用区分)
- 2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事 業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補 助金から適用する。

(平成29年10月13日掲示済)

奈良市告示第685号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防 接種を行う期間及び場所

予防接種	予防接種の	予防接種を	予防接種を
の種類	対象者の範囲	行う期間	行う場所
インフルエンザ	(1) 65 (2) 歳で、 協力の (2) 歳で、 臓のの生制度すトイ免日となを接る (2) 歳で、 臓のの生制度すトイ免日となを接る は能辺がさ障者疫スの生ど度すを する (4) は能辺がさでは、 で に 機活不のる 希望 で は に の を が 全 は 能 が 可 障 者 望	平成29年10 月15日から 平成29年12 月28日まで	別紙のとおり

- 2 接種不適当者
- (1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、 アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅 速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹 等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当 な状態にある者
- 3 接種要注意者
 - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が 極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生 活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 4 料金

1.700円

- ※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の 受給世帯に属する者は、保護第一課または保護第二課 で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る 証明書の交付を受け、医療機関の窓口に提出した場合 は無料。
- 5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い 合わせてください。

別紙省略

(平成29年10月15日掲示済)

奈良市告示第686号

平成29年奈良市告示第208号(予防接種の実施)の一部 を次のように改正する。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市告示第687号

平成29年奈良市告示第685号 (予防接種の実施) の一部 を次のように改正する。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市告示第688号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第 1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第 2条の規定により公告します。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その2) ほか14件(各工事の工事件名、工事場所、工期、工事場 所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び 最低制限モデル型価格は別表のとおり)

以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市告示第689号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 4号炉排ガス施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地 「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月23日まで
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及 び損傷部分の補修並びに分解整備補修を 行う。

焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能 力 120 t / 日

1. 燃焼設備

一式

2. ガス冷却設備 一式

3. 空気予熱設備 一式

4. 減温塔設備 一式

5. 排ガス処理設備 一式 6. 通風設備 一式

7. 受入供給設備 一式

8. No.3 井水除鉄装置 一式

9, その他設備

(5) 予定価格 59,271千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

一式

奈良市告示第690号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 4号炉及び粗大ごみ処理施設点検整備補
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地 「奈良市環境清美工場」

(3) 業務期間 契約の日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使 用による劣化部分及び損傷部分の補修並 びに分解整備補修を行う。

4号炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能 以下省略

力 120 t / 日

1, 燃焼設備 一式

2. ガス冷却設備 一式

3. 空気予熱設備 一式

4. 受入供給設備 一式

5, 灰出設備 一式

粗大ごみ施設施設(スイングハンマー方

式) 処理能力 100 t / 5 h

1. 受入供給設備 一式

2. 破砕設備 一式

3. 附带設備 一式

(5) 予定価格 101,969千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市告示第691号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ りましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告 |示します。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	けいはんな訪問看護ステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	亚产00左10日1日
新	けいはんな訪問看護ステーション	奈良県奈良市中山町2番1	平成29年10月1日

(平成29年10月16日掲示済)

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し

ます。

平成29年10月16日

奈良市告示第692号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま 奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
薬局セブンファーマシー 朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目21-8	平成29年9月3日
ダイコク西大寺薬局	奈良県奈良市西大寺栄町3-20 ポポロビル1階	平成29年7月15日

(平成29年10月16日掲示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定に より告示します。

平成29年10月16日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
薬局セブンファーマシー 朱雀店	奈良県奈良市朱雀六丁目20-2	平成29年9月4日

(平成29年10月16日掲示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの で、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第694号

奈良市告示第693号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	亦正年日口
	名称 所在地		変更年月日	
旧	有限会社 エイジング	奈良県奈良市中山町7-1	有限会社 エイジング	平成29年7月28日
新	有限会社 エイジング	奈良県奈良市押熊町1110-1	有限会社 エイジング	十双29年 7 月28日

旧	有限会社さかい介護サービス	奈良県奈良市芝辻町四丁目11-13 -308	3 有限会社さかい介護サ ービス 平成29年5月		
新	有限会社さかい介護サービス	奈良県奈良市古市町1773番地の1	有限会社さかい介護サ ービス	M25 T 5 / J 1 L	
旧	サンケア	奈良県奈良市富雄元町二丁目6番 33号(2F)	株式会社 サンケア	亚片20年(日1日	
新	サンケア	奈良県奈良市学園大和町一丁目 1433-3	株式会社 サンケア	平成29年6月1日	
IΗ	けいはんな訪問看護ステー ション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	亚产20年10日1日	
新	けいはんな訪問看護ステー ション	奈良県奈良市中山町2番1	株式会社けいはんなへ ルパーステーション	平成29年10月1日	

奈良市告示第695号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日 平成29年10月17日
- 3 移動対象区域

IR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周 辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年10月17日掲示済)

奈良市告示第696号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年10月17日

- 1 許可の年月日及び番号
- 1 この督促状の発送年月日及び納期限

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成29年10月16日掲示済) 平成29年5月29日 奈良市指令整開 第17A-9号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成29年10月17日 第1595号 公共施設 平成29年10月17日 第767号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市登美ヶ丘六丁目930番20
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市北区大淀中一丁目1番30号 積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉 三郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路

奈良市登美ヶ丘六丁目930番20の一部

(平成29年10月17日掲示済)

奈良市告示第697号

平成29年度市・県民税(普徴)第1期分、平成29年度市 ·県民税(特徴)6月分·7月分、平成29年度固定資産税 第1期分、平成29年度固定資産税第2期分の督促状を郵送 したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送 達することができないので、地方税法(昭和25年法律第 226号) 第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条 例第12号) 第6条の規定により、次のとおり公示送達しま す。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で 保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればい つでも交付します。

平成29年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成29年度市・県民税(普徴)	第1期分	平成29年7月20日	平成29年6月30日
平成29年度市・県民税(特徴)	6月分	平成29年7月31日	平成29年7月10日
平成29年度市・県民税(特徴)	7月分	平成29年8月31日	平成29年8月10日
平成29年度固定資産税	第1期分	平成29年5月19日	平成29年5月1日
平成29年度固定資産税	第1期分	平成29年6月20日	平成29年5月31日
平成29年度固定資産税	第1期分	平成29年7月20日	平成29年6月30日
平成29年度固定資産税	第2期分	平成29年8月18日	平成29年7月31日

- この公示送達により変更した後の納期限 平成29年11月3日
- 3 送達を受けるべき者 別紙のとおり

別紙省略

(平成29年10月17日掲示済)

奈良市告示第698号

平成29年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送 達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで きないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で 保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、い つでも交付します。

平成29年10月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成29年10月18日掲示済)

奈良市告示第699号

平成27年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送 達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで きないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の 2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で 保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、い つでも交付します。

平成29年10月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成29年10月18日掲示済)

奈良市告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する 指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、 同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年10月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年10月6日	薬局セブンファーマシー 朱雀店	奈良市朱雀六丁目20-2	有限会社セブンプロジェクト 代表取締役 七海 朗

(平成29年10月18日掲示済)

平成29年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第701号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を 実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市 規則第43号)第2条の規定により公告します。

(自動車3件)

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、 ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインター ネット公有財産売却システム (Yahoo!オークション 官 公庁オークション)による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量(L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	トヨタ コースター 定員24人 (車いす移動車)	平成16年7月	4.16	10,000	1,000
車-2	ニッサンノートe‐4WD	平成18年9月	1.49	10,000	1,000
車-3	ダイハツハイゼットカーゴ (CNG)	平成17年9月	0.65	10,000	1,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の | 12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しまし 入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年10月20日掲示済)

奈良市告示第702号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政 令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第

たが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同 条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったこ とを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に 対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、

奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった 日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することはできなく なります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後 であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提 起することが認められる場合があります。

平成29年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸 記

事件本人 省略

(平成29年10月20日掲示済)

奈良市告示第703号

次のとおり奈良市新斎苑等整備運営事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり告示する。

平成29年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、奈良市新斎苑等整備運営事業を実施する にあたり、最も適切な者を本事業の優先交渉権者として 選定することを目的とする。

- 2 事業の概要
 - (1) 事業名称

奈良市新斎苑等整備運営事業

(2) 事業内容

別紙「奈良市新斎苑等整備運営事業募集要項」のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から平成48年3月31日まで

維持管理・運営費

(4) 支払価格

市の支払価格総額の上限価格 6,909,090,000円 (内訳) 施設整備費 4,646,363,000円

※取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額 とする。

2,262,727,000円

- ※上限価格は現在価値換算前の額とする。
- ※総額の上限価格の他、内訳の施設整備費及び維持 管理・運営費についても各々の上限額を超えない こととする。
- ※維持管理・運営費については物価変動及び税制度 の変更による増減額を含まない額。
- (5) その他関係資料
 - 資料-1 奈良市新斎苑等整備運営事業 要求水準 書
 - 資料-2 奈良市新斎苑等整備運営事業 事業者選 定基準
 - 資料-3 奈良市新斎苑等整備運営事業 手続き様

式集

- 資料-4 奈良市新斎苑等整備運営事業 提案書提 出関連書類様式集
- 資料 5 奈良市新斎苑等整備運営事業 対価の算 定及び支払方法
- 資料 6 奈良市新斎苑等整備運営事業 モニタリング及び対価の減額等
- 資料-7 奈良市新斎苑等整備運営事業 基本協定 書(案)
- 資料-8 奈良市新斎苑等整備運営事業 基本契約 書(案)
- 資料-9 奈良市新斎苑等整備運営事業 設計・施工一括型工事請負仮契約書(案)
- 資料-10 奈良市新斎苑等整備運営事業 工事監理 業務委託契約書(案)
- 資料-11 奈良市新斎苑等整備運営事業 維持管理 ・運営業務委託契約書(案)

以下省略

(平成29年10月20日掲示済)

奈良市告示第704号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次の通り告示します。

平成29年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市下狭川町 2981番地	奈良市下狭川町 3009番地
代表者の氏名 及 び 住 所	三浦 巳千男 奈良市下狭川町 2981番地	廣田 敏 奈良市下狭川町 3009番地

変更の年月日 平成26年4月1日 2回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狭川町 3009番地	奈良市下狭川町 3010番地
代表者の氏名 及 び 住 所	廣田 敏 奈良市下狭川町 3009番地	西田 昌靖 奈良市下狭川町 3010番地

変更の年月日 平成27年4月1日

3回目

変更事項	変更前	変 更 後
事務所の 所 在 地	奈良市下狭川町 3010番地	奈良市下狭川町 2097番地
代表者の氏名 及 び 住 所	西田 昌靖 奈良市下狭川町 3010番地	西田 徳久 奈良市下狭川町 2097番地

変更の年月日 平成28年4月1日 4回目

変更事項	変更前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市下狭川町 2097番地	奈良市下狭川町 2156番地
代表者の氏名 及 び 住 所	西田 徳久 奈良市下狭川町 2097番地	浦野 哲朗 奈良市下狭川町 2156番地

変更の年月日 平成29年4月1日

(平成29年10月20日掲示済)

奈良市告示第705号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

(土地1件)

平成29年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日 平成29年10月20日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ 京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年10月20日掲示済)

奈良市告示第706号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を 実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市 規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細は、ヤ フー株式会社がインターネットにて提供するインター ネット公有財産売却システム (Yahoo!オークション 官 公庁オークション)による。

物件番号	名称	所在	地番	地目	公簿面積	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市古市町宅地	奈良市古市町	1601 – 1	宅地	137.42m²	1,500,000円	150,000円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の | 1 受託者・徴収事務 入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年10月23日掲示済)

奈良市告示第707号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、 同条第2項の規定により告示します。

平成29年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

受託者	徴収事務
大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワーB17階 テンプスタッフ株式会社 西日本サービス部 部長 藤原 理絵	戸籍謄抄本手数料 除籍謄抄本手数料 戸籍記載事項証明手数料 その他戸籍証明手数料 住民票写し手数料 住民票閲覧手数料 住民票記載事項証明手数料 印鑑証明手数料 取出証明手数料 正明手数料
	東山霊苑使用料

2 委託の期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

- 3 徴収事務の窓口(所在地)
 - ①市民課(奈良市二条大路南一丁目1番1号)
 - ②奈良市民サービスセンター (奈良市西大寺東町二丁目 4番1号)

(平成29年10月24日掲示済)

奈良市告示第708号

平成29年10月2日付奈良市告示第655号で公告した下記 の一般競争入札は、平成29年10月25日に予定していた入札 を中止することから、地方自治法施行令(昭和22年政令第 16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年 奈良市規則第43号)第2条の規定により公告する。

平成29年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸 記

- 1 工事名 (仮称) 朱雀こども園乳児棟園舎改修その他 丁事
- 2 中止の理由 ホームページ掲載事項について誤りが あったため

(平成29年10月24日掲示済)

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度

期別

平成28年度国民健康保険料督促状

第3月期

平成29(28)年度国民健康保険料督促状

第4・5・7月期

平成29年度国民健康保険料督促状

第6 · 7 · 8 · 9月期

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成29年10月24日掲示済)

奈良市告示第710号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基 づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき 者の住所等が不明のため送達することができないので、地 方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定 により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理 課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば いつでも交付します。

平成29年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者 省略

(平成29年10月24日掲示済)

奈良市告示第711号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

奈良市告示第709号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送 達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで きないので、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条 例第13号) 第22条において準用する地方税法(昭和25年法 律第226号) 第20条の2の規定により、次のとおり公示送 達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国 保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が あればいつでも交付します。

平成29年10月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成29年10月26日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮寺駅周辺自転車等放置 禁止区域

以下省略

(平成29年10月26日掲示済)

奈良市告示第712号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。 平成29年10月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 申込み・受付
- (1) 募集区画

寺山霊苑 23区画

(A東募集区11区画、A西募集区画5区 画、B東募集区3区画)

(C西募集区4区画)

七条町南山墓地 1区画

(2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに 掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出 張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセ ンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

- ※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を 満たさない場合は、当選が無効になります。
- (4) 申込期間
 - ア 持参による申込みの場合

平成29年11月1日(水)から11月24日(金)まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先: 奈良市役所市民生活部生活環境課 (奈良市役所東棟1階)

イ 送付による申込みの場合

平成29年11月1日(水)から11月24日(金)【必 着】まで

送付先: 奈良市役所市民生活部生活環境課

(5) 申込期間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記 入のうえ、抽選結果送付用82円切手1枚と共に申込 場所に提出してください。

- イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用 82円切手1枚及び抽選結果送付用82円切手1枚を同 封し、送付してください。
- ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、 内容の分かる方が直接申し込んでください。
- エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。 オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでくださ
- カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。 たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 キ 申込み状況の問合せについては原則お答えできま
- ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。1 移動理由 建設されないときは、使用許可を取り消すことがあ ります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

- ※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、 上記事項が守れていない場合は無効になります。
- 2 公開抽選(申込者多数の場合)
- (1) 抽選日時

平成29年12月1日(金)午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所北棟2階第16会議室

- (3) 抽選結果については、封書で通知します。
- (4) 電話での問合せはご遠慮ください。
- 3 使用許可申請
- (1) 申請期間

平成29年12月28日(木)まで(日曜日、土曜日及び 祝日を除く。)

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所市民生活部生活環境課(奈良市役所東棟

- (4) 当選通知書、使用許可申請書、申込受付控、住民票 (申請者のみで続柄記載のもの) 及び印鑑を持参して ください。
- (5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書を お渡しします。

- 4 墓地使用料の払込み
- (1) 納付期限

平成30年1月10日(水)まで

- (2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納付通知 書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機 関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初 使用料・年間使用料を直接納付ていただいても結構で
- (3) 納付期限までに使用料を納付されない場合は、使用 許可を取り消すことがあります。
- 5 使用開始

平成30年2月1日(木)から使用を開始します。

奈良市役所市民生活部生活環境課 0742-34-3502 (ダイヤルイン)

(平成29年10月27日掲示済)

奈良市告示第713号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良 市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域 内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

平成29年10月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年10月27日

3 移動対象区域

IR奈良駅周辺及び近鉄新大宮寺駅周辺自転車等放置 禁止区域

以下省略

(平成29年10月27日掲示済)

奈良市告示第714号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年2月4日 奈良市指令都整開 第15A-43号 平成29年10月4日 奈良市指令都整開

第15A-43-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年10月27日 第1596号 公共施設 平成29年10月27日 第768号

3 開発区域に含まれる地域 奈良市鍋屋町13番2及び13番5

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー27F 株式会社プレサンスコーポレーション 代表取締役 山岸 忍
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市鍋屋町13番5

(平成29年10月30日掲示済)

奈良市告示第715号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

	(平成29年10月30日掲示済)			
指	定介護機関			
名称 所在地		 施設又は実施する事業の種類	指定年月日	
	開設者	一	10/2-7/1 [
名称	主たる事務所の所在地			
訪問看護ステーション ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23 号	居宅 居宅療養管理指導	平成29年10月1日	
医療法人ひばり	奈良県奈良市三碓六丁目9番23 号	介護予防 居宅療養管理指導		
ケアプランセンター SAKA爽	奈良県奈良市鳥見町三丁目12番 地の6	 	平成29年10月1日	
合同会社爽楽	奈良県奈良市鳥見町三丁目12番 地の6	/占七月改义该事未(月改可四日/以/	十成29年10月1日	
ヘルパーステーション KURA爽	奈良県奈良市鳥見町三丁目12番 地の6	· 居宅 訪問介護	平成90年10月1日	
合同会社爽楽	奈良県奈良市鳥見町三丁目12番 地の6	冶七 - 初 切 茂 	平成29年10月1日	
つなぐファクトリー	奈良県奈良市高畑町626-3	 居宅 訪問介護	平成29年10月1日	
つなぐファクトリー株 式会社	兵庫県西宮市青木町11番30号	店宅 -		
訪問介護めいりーふ	奈良県奈良市富雄北二丁目 6 - 33 シティパレス21富雄北313	· 居宅 訪問介護	平成29年10月1日	
株式会社May leaf	奈良県奈良市法蓮町620番地の4	/占七		
けいはんなヘルパース テーションあやめ池	奈良県奈良市西大寺竜王町1- 4-75	· 居宅 訪問介護		
株式会社けいはんなへ ルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	17 石	平成29年10月1日	
けいはんなヘルパース テーション中山町	奈良県奈良市中山町2番1	居宅 訪問介護	平成29年10月1日	
株式会社けいはんなへ ルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	/ 17 2	1 成25-十10万 1 日	
けいはんなデイサービ スセンター中山町	奈良県奈良市中山町2番1	 - 居宅 通所介護	平成29年10月1日	
株式会社けいはんなへ ルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目952-1	/山 G	平成29年10月1日	

けいはんな福祉用具セ	奈良県奈良市西大寺竜王町1-	居宅 福祉用具貸与	平成29年10月1日
ンター	4-75	居宅 特定福祉用具販売	
株式会社けいはんなへ ルパーステーション	奈良県奈良市二名三丁目952 – 1	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	一

(平成29年10月30日掲示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の 規定により次のとおり告示します。

平成29年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第716号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

指定	施術者の氏名	施術の種類	化壳左耳口	
施術所の名称 施術所の所在地		加州・ク理規	指定年月日	
前畑 将平				
さほ鍼灸接骨院 奈良県奈良市西新在家町15-1		柔道整復	平成29年10月6日	
前畑 将平				
さほ鍼灸接骨院 奈良県奈良市西新在家町15-1		はり・きゅう	平成29年10月6日	

(平成29年10月30日掲示済)

訓令甲

奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般 関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成29年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市辞令式の一部を改正する訓令

奈良市辞令式(昭和34年奈良市訓令甲第5号)の一部を 次のように改正する。

別表5の項備考の欄中「地方公務員法」の次に「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法」を加え、「職員(」を「もの(」に改め、同表16の項発令様式の文例の欄中「何年何月何日から何年何月何日までの間(」を削り、「)給料月額」を「給料の月額」に改め、同表24の3の項備考の欄を次のように改める。

○奈良市一般職の任期付職員の 採用及び給与の特例に関する 条例第2条から第2条の3ま での規定により任期を定めて 職員を採用する場合等をいう。

○地方公務員法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職 を占める職員(再任用短時間 勤務職員を除く。)に任用す る場合は、氏名の次にその職 員の1週間当たりの勤務時間 を(週何々間勤務)と加える。

附則

この訓令は、平成29年10月10日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項 の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた 旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成29年10月31日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 八
 尾
 俊
 宏

 同
 松
 石
 聖
 一

 奈
 政
 行
 第
 11
 号

 平成29年10月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

 同
 中本
 勝様

 同
 八尾俊宏様

同 松石聖一様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及 び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況 について

- Ⅳ. 個別の指定管理者制度導入施設
- 25. 総合福祉センター

- (6) 監査の結果及び意見
- みどりの家はり・きゆう治療所の支出について (障がい福祉課)

【監査結果】

みどりの家はり・きゆう治療所は、障がい者専用の治療所であり、治療費は無料である。平成24年度は延べ3,999人が利用している。

平成24年度の当該治療所運営に係る市の支出は以下のとおりである。

(表省略)

上記支出のうち、人件費は総合福祉センターの指定管理料に含まれている。しかし、はり・きゆう治療所は直営であり、指定管理業務の範囲外である。直営であれば、通常は鍼灸師等に治療行為を業務委託し、委託料も「単価×回数」等で計算されるところ、指定管理料に含めていることにより3名分の人件費を全額市が負担することになる。はり・きゆう治療所の人件費を指定管理料から充当するのは不適切であるため改められたい。

【措置の内容】

平成28年7月1日から業務委託により治療所の運営を行って、指定管理業務と委託業務を明確に区別することにより、はり・きゅう治療所の人件費を指定管理料から充当することはなくなりました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況についてIV. 公共調達に関する個別結果及び意見

- 5. 保健福祉部
- (1) 福祉政策課
- ②委託料について
- 車輌関係費用の過剰負担について(奈良市月ヶ瀬福祉センター管理業務委託)

(地域福祉課)

【監査結果】

この予算の積算書の中に事業に供する車輌2台分の費用として573千円が積算されていたが、業務受託者の奈良市社会福祉協議会は当該指定管理業務のほかに自主事業も行っており、車輌2台を両業務に共用していた。その使用割合を平成26年5月~7月の3か月間で確認したところ、指定管理業務への使用率は下記(※)のとおりであった。

- *・車種:プロボックス、総距離:5,508km(うち指定管理業務に使用:187km)、使用率:3%
 - 車種:軽トラ、総距離:501km(うち指定管理業務 に使用:483km)、使用率:96%

平成25年度の車輛関係の支出額573千円を上記の車種ごとの使用率に応じて按分すると、約493千円は過剰に負担していると計算される。奈良市社会福祉協議会の自主事業への車輌供用に対応する金額については、市の過剰負担となるので指導が必要である。

【措置の内容】

平成28年度から走行記録簿を基に事業ごとの走行距離を 算出し、使用割合に応じて費用計算をして、指定管理の費 用を適正に算出しました。その結果、奈良市社会福祉協議 会の自主事業分への市の過剰負担は解消されました。

- 7. 保健所
- (2) 保健予防課
- ②委託料について
- ・随意契約理由の不記載について(定期予防接種業務委託)

(保健予防課)

【監査結果】

当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためという回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。

保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。

【措置の内容】

平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。

• 随意契約理由の不記載について(高齢者インフルエンザ 予防接種業務委託)

(保健予防課)

【監査結果】

当該委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約であるが、契約締結の起案等に、随意契約の理由が明記されていない。随意契約理由について保健予防課の担当者に質問したところ、個々の病院と契約を結ぶには市内の病院の数が多すぎるため、医師会に委託するのが最も効率的であるためという回答を得た。また、保健予防課担当者の説明では、平成26年度については随意契約理由を起案に明記しているとのことであったが、実際には平成26年度においても、「契約方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)」と記載されているのみであった。このような該当条文のみの記載は理由の説明に当たらない。随意契約理由の記載にあたっては、契約手続きの透明性の向上や市の説明責任の観点から、より詳細に記載することが求められる。

保健予防課は、当該委託契約に係る随意契約の理由について、起案等に明確に説明する文章をもって文書化しなければならない。法令の趣旨を十分に斟酌したうえで、事後に検証可能な形で文書化しておくことこそが、事務精度と透明性の向上、また担当者による説明責任履行の証に繋がるのである。

【措置の内容】

平成28年度契約から、「予防接種法第3条の「予防接種基本計画」中に第二の役割分担で「市町村は医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。」となっており、専門的な知識と資格、技術及び設備を必要とし、奈良市においては予防接種が行える医師の団体は奈良市医師会のみである」旨を起案に明記し、適正な契約を締結しました。

8. 環境部

- (3) 環境清美工場
- ②委託料について
- 見積書の吟味について(塩化水素分析計保守点検委託) (環境清美工場)

【監査結果】

環境清美工場では、上記の方法で予定価格を算定しているが、一方、契約に際し業者が提示する見積書では、委託料は点検技術費、点検部品、車両交通費、報告書(作成費)及び諸経費から構成されており、例えば2週間点検に係る見積書には以下のような記載が見受けられる。(上記及び以下のよう省略)

業務受託者が提示している上記の見積書を検討すると、 2週間点検技術費が一式として記載され単価と工数が明示 されていない。そのため、業務受託者からの実績報告に対 して当初の見積りが妥当であったかの検討が十分実施でき ず、見積額が妥当であったかの検証が行えない状況である。 また、一般論としても見積としての十分性に欠けるし、諸 経費の根拠も不明で検討に耐えるものとなっていない。労 務単価と工数、直接経費(積み上げ分)の内訳明細、諸経 費率の根拠などについて十分に説明する内容の見積書を業 務受託者から提示してもらう必要がある。(上記省略)

【措置の内容】

平成28年度から数量を表示した見積書を徴取して、見積 りの妥当性について十分な検証を行うこととしました。

- 10. 都市整備部
 - (2) 建築指導課
- ②委託費について
- 定期報告制度のHP上での周知について(特殊建物及び 建築設備(昇降機を除く。)の定期報告業務委託)(建築指導課)

【監査結果】

現在、奈良市のHP上で定期報告制度について紹介説明されている内容は下記のみである。(下記省略)

定期報告の提出先として住宅センターだけが記載されて いるが、実際は奈良市(建築指導課指導係)においても受 付可能であり、その事実が明記されていない。

定期報告は単年度で完結するものではなく複数年度にわたり継続的に行われるものであり、情報の継続的管理の必要性及び行政運営の効率化とサービス品質の維持向上の観点から、奈良県下の全ての特定行政庁(奈良県、奈良市、橿原市、生駒市)が住宅センターに当該受付業務を集中的に委託していることは、理解されるところである。よって制度上は奈良市においても受付可能である点を示した上で、上記等の理由により住宅センターでの受付を推奨要望する旨を説明するべきである。また、委託先である住宅センターにおいて指導手数料を徴収することについても合わせて掲載する必要がある。

【措置の内容】

奈良市HP上での定期報告制度の記載については、受付 台帳を一本化するために、定期報告の提出先を「なら建築 住宅センター」のみにしていましたが、平成28年6月から、 HPの該当ページに「もしくは、奈良市都市整備部建築指 導課」と追記し、当課窓口に提出された場合でも受け付け ることが可能であることを明記しました。

また、同センターのHPにリンクを貼り、同センターが 指導手数料を徴収して実施している支援サービスを受ける 場合(有料)と受けない場合(無料)のフロー等の確認が できるように改善しました。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

- Ⅲ. 給料(基本給)について
- 1. 概要
- (1) 給料表及び職務の級
- わたりの状況について

(人事課)

【監査結果】

総務省が実施している平成26年地方公務員給与実態調査結果等の概要によると、奈良市では地方公務員給与の「わたり」が残っている状況にあることが指摘されている。上記総務省の調査結果によると、地方公務員給与の「わたり」とは、①給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付けを行うこと、②①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること、により給与を支給することとされている。すなわち、給与決定に際し、実際の職務内容が当てはまる給料表の級よりも、上位の級の給与を支給すること、又は、実質的にこれと同一の結果となる給料表を定めることにより、給与を支給することをいう。

国家公務員と奈良市の職員の給料表の級と職務内容を比較すると以下のとおりとなる。

(表省略)

この「わたり」の状況については、平成17年の人事院勧告により、国が給与構造改革を行い、給料表が11等級から10等級に見直されたが、これに合わせて奈良市においても給与構造改革を実施し、給料表の見直しが行われた。しかし、見直しの内容が国のものとは以下のとおり異なってい

たため、「わたり」の状況が発生した。

(表省略)

奈良市においては、平成17年の給与構造改革の実施から、 現時点においても依然として「わたり」の状況が残ってい る。上記、総務省の平成26年地方公務員給与実態調査結果 等の概要によると、「わたり」の制度がある団体の状況は 以下のとおりであり、全団体では2.9%に過ぎない。地方 公務員法第24条第1項において、「職員の給与は、その職 務と責任に応ずるものでなければならない。」とされてお り、国及び多くの地方自治体において、「わたり」の状況 が解消されている状況を鑑みるに、奈良市において「わた り」の制度を残しておかなければならない理由はないと考 えられる。奈良市としては、国の方針に合わせて行く方針 とのことであるが、平成26年の総務省の調査結果が公表さ れた後も、具体的な動きとしては特に見られず、問題点を 把握・認識しながら、それを放置・先延ばししていると言 わざるを得ない。現在、奈良市では組合協議等、「わたり」 制度の廃止に向けて動き出しているが、今後、早急に給料 表の見直しに係る具体的な計画を策定、実行することによ り、わたりを解消すべきである。

【措置の内容】

「奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を改正し、平成29年度から等級別基準職務表を定めて奈良市職員の給料表の級を国と同等となるよう格付けし直したことにより、わたりを解消しました。

- Ⅳ. 諸手当について
- 4. 時間外勤務手当
 - (3) リサイクル推進課
- ②時間外勤務手当について
- ・当日準備のための時間外勤務について (リサイクル推進課)

【監査結果】

通常勤務の1時間前に出勤する収集担当職員のために事務所や衛生浄化センター内に点在する5箇所の休憩所の開錠の必要があること、また、職員の体調不良等による急な休暇者がある場合、収集班メンバーの調整が必要であるとして、係長及び5級主任4名が、通常勤務時間の始業の1時間前に出勤し時間外勤務を行っている。また、この1時間前の開錠・準備開始を前提としてアルバイトの始業も午前7時30分からとしているとのことである。

早く出勤して準備万端整えるという姿勢には敬意を表するが、それを時間外勤務として位置づけるというのであれば、当日申請の休暇者に備えるということがあるにしても、せめて30分以内に短縮できないものか。総務部人事課及び環境部において改めて検討され、合わせてアルバイトの雇用契約の見直しをされたい。

【措置の内容】

平成28年5月から係長及び5級主任の早朝の時間外勤務 について1時間を30分に短縮しました。また、アルバイト の雇用契約については、始業を午前7時30分、終業時間を 午後4時とし、1日の勤務時間の調整を図りました。

- 6. 通勤手当
- (1) 概要
- 通勤定期の現物確認について

(人事課)

【監査結果】

職員から申請された通勤経路の認定手続きの後に、半年ごとに通勤手当が支給されることになっている。通勤経路の変更がある場合のみ通勤定期券等の現物確認を実施しているが、それ以外は職員が申請した経路どおりに通勤しているかどうかの確認は行われていない。

現状では、職員が経路どおりに定期券等を購入せず、例えばマイカー通勤する者と同乗して出勤する、または、割安な自転車等の交通用具を利用している等のルール違反があっても把握できず、通勤手当が過払いとなっているリスクがある。

通勤手当の過払いを防ぐため、通勤定期等の事後確認を 定期的に実施するよう改められたい。

【措置の内容】

平成28年5月に通勤定期券等の現物確認を行いました。 今後定期的に通勤定期券等の現物確認を行っていきます。

- V. 服務管理について
- 2. 病気休暇
- (4) 出勤簿等の管理状況
- ①保護第一課
- 嘱託職員及び臨時職員の出勤簿の管理状況について (保護第一課、保護第二課)

【監査結果】

服務規程には下記の通り定められている。

奈良市職員服務規程

第11条 職員 (課長 (課長相当職を含む。) 以上の職にある者を除く。) は、出勤したとき、又は退庁するとき、自ら職員証又は出勤表 (別記第8号様式) をタイムレコーダに挿入し、打刻しなければならない。ただし、これによることができない職員については、出勤したとき、出勤表 (別記第8号様式の2) に、自ら押印しなければならない。

臨時職員等の勤怠管理は出勤簿で行われているが、出勤簿は各係に備え付けておらず、職員個人で管理し、月末に提出を受けている状況である。ところが、平成26年度分の出勤簿の状況について確認したところ、10月分までしか提出を受けておらず、11月以降3月分まで保存されていない状況であった。また、10月分の提出状況についても19名中7名は提出がなかった。さらに、平成27年度についても完全には揃っていない状況とのことであった。

平成26年12月までは時間外勤務手当はつかず、有給休暇については別の書類で申請を受けているため、配属先の係長が日々の出勤状況を確認できていれば、出勤簿の有無は実質的には問題がなかったとのことである。

しかし、職員の給与は労務への対価として支払われるの

であって、本来的には出勤簿による出勤状況を確認の上、 支出されるべきである。また、給与は税金により賄われているのであって、出勤状況及びその承認状況を第三者に説明するためにも、出勤簿は必要不可欠な書類であり、服務 規程にも違反している。平成27年10月以降はPC上での出 退勤管理になったが、勤務実態に沿った適切な管理が行われるよう、認識を新たにされたい。

【措置の内容】

平成28年度の人事システムの入替えに伴い、臨時職員等の勤務日数を入力することになり、現在は嘱託職員、臨時職員全ての出勤簿の提出を受け、システムに入力後、出勤簿との照合確認を行った上で課長決裁を経て賃金等の支払いを行うよう改めました。

奈市選第 293 号 平成29年10月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様

同中本勝様同人尾俊宏様

同 松石聖一様

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について (通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入など の公共調達について」の結果に対する措置状況について

- IV. 公共調達に関する個別結果及び意見
- 14. 選挙管理委員会
 - (1) 選挙管理委員会事務局
- ②需用費について
- 契約分割による見積徴取の回避について (選挙管理委員会事務局)

【監査結果】

平成25年度においては、奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており(平成26年度からは1件あたり5万円未満の契約と規則が改正されている)、上記の負担行為に関して見積徴取は一切行われていない。そのことについて質問したところ、選挙管理委員会事務局における購入は、選挙公示後の発注になることが多く、緊急性が高いため、1回の発注を3万円以下に抑えて早期納入してもらう必要があるとの回答であった。(上記省略)

しかし、ポスター掲示板など大型のものについては公示前から入札をかけ業者を選定して発注しており、緊急性という説明は理由にならない。事前に必要個数を把握し、実効的な見積もり合わせを行うことにより、透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。

【措置の内容】

需用費については、必要個数の把握に努め、平成28年度 分から納期までの期間が長い場合はまとめて発注すること により実効的な見積もり合わせを行うよう改めました。

(平成29年10月31日掲示済)

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が あったので、次のとおり公表します。

平成29年10月31日

 奈良市監査委員
 東
 口
 喜代一

 同
 中
 本
 勝

 同
 八
 尾
 俊
 宏

 同
 松
 石
 聖
 一

保健給食課

監查結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成29年10月12日

【監査の結果】

平成26年度の学校給食費の収入未済額が、平成27年度に滞納繰越分の調定として起票されていなかった。奈良市会計規則第21条第3項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

【措置の内容】

監査の指摘を受けて、平成26年度の学校給食費の収入未済額については、平成27年11月2日付けで、平成27年度における滞納繰越分の調定として起票しました。以後、奈良市会計規則第21条第3項の規定に則第21条第3項の規定に則第21条第3項を翌年度の認票し、収入未済額を翌年度の認票し、過正な事務処理を行うよう改めました。

地域教育課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成29年10月13日

【監査の結果】

バンビーホームの児童育成料及び学習プログラムを 講料について、納期限までに納入が無かった者に対すて で督促状を発送していき期限を当該督促の翌日から起して15日を超えて設定している事例があったた規則第3条第2項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。

【措置の内容】

バンビーホームの児童育成料及び学習プログラム受講料について、平成28年12月分から、奈良市債権管理条例施行規則第3条第2項の規定に則り、適正に事務処理を行うよう改めました。

人事課

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監查委員告示第12号)

措置結果通知日 平成29年10月17日

【監査の結果】

【措置の内容】

(1) 観光庁に研修派遣され (1) 富山へ出張した職員の ている職員が富山へ出張 する際の旅費において、 在勤地(霞ヶ関)から」 R東京駅までの交通費を 支給していた。

「交通費計算上の「最 寄り駅 | の考え方 | (平 成22年1月14日掲示)に よると、東京23区内の場 合、交通費計算上の最寄 り駅は全てIR東京駅と されているため、JR東 京駅を起点とした交通費 を支給されたい。

旅費について、「交通費 計算上の「最寄り駅」の 考え方」(平成22年1月 14日掲示) に基づき再度 計算し、当該職員に過払 分の返還を請求し、平成 29年7月14日付けで収納 を確認しました。

産業振興課 (旧商工労政課)

監査結果公表日 平成27年6月26日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成29年10月18日

【監査の結果】

【措置の内容】

(1) 奈良市勤労者総合福祉 センターの使用料の還付 について、使用料還付申 請書の還付申請の理由欄 及び使用取消届の理由欄 を査閲したところ、人数 が揃わなかった等、還付 の要件に該当しないと思 われる理由が記載された ものが数多く見受けられ た。奈良市勤労者総合福 祉センター条例第8条の 規定では、既納された使 用料は原則的に環付しな いこととされており、使 用者の責めに帰すことが できない理由により使用 することができなくなっ たときその他市長がやむ を得ない理由があると認 めたときに限り、既納の 使用料の全部又は一部の 還付を認めている。同条 の規定に則り、当該理由

欄の記載が還付の要件に 該当するか判断されたい。 (1) 奈良市勤労者総合福祉 センターの使用料の還付 について、奈良市勤労者 総合福祉センター条例第 8条の規定に則り、当該 理由欄の記載が還付の要 件に該当するか厳格に判 断を行うよう改め、還付 の要件に該当しない使用 取消申請のあった平成28 年10月から、適正に事務 処理を行いました。

産業振興課 (旧商工労政課)

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監查委員告示第12号)

措置結果通知日 平成29年10月18日

【監査の結果】

【措置の内容】

(1) 特定計量器定期検査手 数料用の領収書綴を保有 していたが、領収書管理 台帳が作成されていなか った。

領収書綴の受払状況を 適正に管理するため、領 収書管理台帳を作成され たい。

(2) 消費生活相談員研修に 参加した職員2人の市外 旅費において、研修施設 に宿泊し、同研修実施要 領に定められた額の宿泊 料を限定支給していたが、 夕食代及び朝食代につい ては、支給していなかっ

「服務に関する制度の 改正について」(平成23 年4月1日施行)による と、旅程において宿泊料 を限定支給し、かつ、各 自自由食となる場合、食 事代を別途定額支給する ことになっているため、 適正に事務処理を行われ たい

(4) 職員2人が市外出張し ていたが、旅費を支給し ていなかった。

適正に事務処理を行わ れたい。

- (1) 監査の指摘を受けて、 平成29年度から、特定計 量器定期検査手数料用の 領収書について、領収書 綴の受払状況を適正に管 理するため、領収書管理 台帳を作成するよう改め ました。
- (2) 監査の指摘を受けて、 平成29年度から、「服務 に関する制度の改正につ いて」(平成23年4月1 日施行) に基づき、食事 代の別途定額支給を行う よう改めました。

今後は、適正な事務処 理に努めます。

(4) 監査の指摘を受けて、 未支給の旅費については、 当該職員に対して速やか に支給しました。

今後は、適正な事務処 理に努めます。

生涯学習課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成29年10月26日

【監査の結果】

西部公民館の使用について、次のような使用を承認し、使用料を徴収している事例が見受けられた。奈良市公民館条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

- (1) 奈良市公民館条例別表 に定める使用料の使用時 間区分と異なった取扱い を、奈良市公民館運営要 綱に定め、同要綱第2条 第3項の規定に基づき、 体育室の使用に際し、2 つの団体に同一使用時間 区分を時間按分して使用 料を徴収していた。
- (2) 2つの団体に体育室の 部分使用を承認し、使用 料を徴収しているが、奈 良市公民館条例別表に定 める金額を徴収せず、実 際に使用する面積で按分 した使用料を徴収してい た。

【措置の内容】

- (1) 平成29年9月議会において、奈良市公民館条例を改正し、複数の団体から公民館の一つの施設に対して同一使用時間区分の使用申請があった場合は、使用時間区分を分割して使用することを認める旨の規定及びその使用料を条例別表に追加しました。
- (2) 平成28年度から、体育室の部分使用については、実際に使用する面積で按分した使用料を徴収するのではなく、奈良市公民館条例別表に定める金額を徴収するよう指定管理者に指導し、改善しました。

障がい福祉課

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成29年10月27日

【監査の結果】

【措置の内容】

特別障害者手当過払返還 金について、収入未済の関 係書類を査閲したところ、 以下の事例があった。

平成21年度に受給者から 現況届が提出されなかった

特別障害者手当において、 現況届の提出がない場合は、 所定の届出等により受給資 格の確認ができるまで、手 当の支給を差し止める取扱 いとしています。

2-2 供用を開始する排水施設の位置

が、同手当の支給を停止せず、平成22年度に現況届が提出されたことで、受給者が資格喪失の状況にあったことが判明した。この結果、過払返還金が発生し、同手当過払金返還誓約書に基づき分割納付されていたが、本人の死亡後、相続人との折衝が行われておらず、返還が滞っている状況であった。

現況届は、受給資格を確認するための重要な書類であることから確実に徴取した上で支給の要否を決定し、発生した債権については、奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に管理されたい。

しかし、指摘対象となった特別障害者手当過払返還金については、現況届の提出がなかったが、手当の支給を差し止めなかったたのことにしたものです。このことにシステムを変更し、平成27年9月にシステムを変更し、現局の提出がありかつその内容が適正である場合にのみ継続して手当が支給されるよう既に対応済です。

また、当該特別障害者手 当過払返還金の残額につい ては、奈良市債権管理条例 等の規定に基づく納付交渉 の結果、相続人から全額の 納付があり平成29年7月21 日付けで収納を確認しまし た。

(平成29年10月31日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第69号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のと おり告示します。

その関係図書は、平成29年10月2日から2週間、奈良市 企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供しま す。

平成29年10月2日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成29年10月16日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市押熊町、西大寺南町及び八条五丁目の各一部

管渠番号	起点	終点	備考
押熊第1幹線-89	奈良市押熊町1282番1	奈良市押熊町1281番1	1
西大寺南幹線-273	奈良市西大寺南町2438番2	奈良市西大寺南町2437番1	2
大安寺幹線 - 3	奈良市八条五丁目342番1	奈良市八条五丁目342番1	3

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所 奈良市芝辻町二丁目172番5 (④)、西木辻町200番59 (⑤)、紀寺町630番1の一部 他5筆(⑥)、押熊町 1281番4 他3筆(⑦)、赤膚町1143番17(⑧)、中町 4247、4249(⑨)、秋篠町1047番22(⑩)、柏木町585番 1(⑪)、八条町859番1の一部(⑫)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成29年10月2日掲示済)

奈良市企業局告示第70号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月2日

奈良市公営企業管理者

池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 全窒素全リン及びCOD(UV)自動 測定装置更新工事
- 2 工事場所 奈良市朱雀三丁目地内 他2箇所
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月20日まで
- 4 工事概要 全窒素全リン及びCOD(UV)自動 測定装置

機器撤去据付工 3箇所

5 予定価格 17,353千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 15,269千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市企業局告示第71号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規 程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈 良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月2日

奈良市公営企業管理者

池田 修

第1 入札に付する事項

口径200~50粍配水支管改良工事 奈良市西大寺野神 町一丁目~西大寺新田町地内 他2件(発注番号、工事 名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、 参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成29年10月2日掲示済)

奈良市企業局管理規程第31号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を 改正する規程を次のように定める。

平成29年10月10日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一 部を改正する規程

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改

第1条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭 和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第9項中「又は」を「若しくは」に改め、「再 任用職員」という。)」の次に「、育児休業法第18条第1 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「育児短時間勤務代替任期付職員」という。) 又 は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関 する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「任期付職 員条例」という。) 第2条の2若しくは第2条の3の規 定により任期を定めて採用された職員(以下「非専門的 任期付職員」という。)」を加え、同項ただし書中「再任 用職員」の次に「又は非専門的任期付職員(任期付職員 条例第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用さ れた短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第3条の2名か「いう。)」の次に「、育児短時間勤務 代替任期付職員又は非専門的任期付職員で法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下 「任期付短時間勤務職員」という。)」を、「第24条第2 項」の次に「又は第3項」を加える。

第19条第2項ただし書中「及び再任用短時間勤務職 員」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務代替 任期付職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第33条の3第1項中「奈良市一般職の任期付職員の採 用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第 9号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職 員条例」に改める。

第33条の4の次に次の2条を加える。

(非専門的任期付職員についての適用除外)

- 第33条の5 第3条第1項から第8項まで、第7条、第 8条及び第30条の2の規定は、非専門的任期付職員に は適用しない。
- 2 第9条から第12条まで、第12条の3、第12条の4及 び第19条の9から第19条の17までの規定は、任期付短 時間勤務職員には適用しない。

(育児短時間勤務代替任期付職員についての適用除外)

第33条の6 第3条第1項から第8項まで、第7条、第 8条、第9条から第12条まで、第12条の3、第12条の 4、第19条の9から第19条の17まで及び第30条の2の 規定は、育児短時間勤務代替任期付職員には適用しな

(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第2条 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道 局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第2項」の次に「並びに第4条及び 第5条」を加え、「)の定める」を「。以下「任期付職 員条例」という。)及び奈良市一般職の任期付職員の採 用及び給与の特例に関する規則(平成24年奈良市規則第 23号)の定める」に改める。

第24条第2項中「法第28条の5第1項」を「法第28条

の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」に、「職員(」を「もの(」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。

第29条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を加える。

第38条第1項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第39条の3第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下次章において「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

別表第2第15号及び第20号から第22号までの規定中 「再任用短時間職員」を「再任用短時間勤務職員等」に 改める。

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈

良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市水道局管理規程第7号) 第4条第1項の規定により奈

(奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程)

第3条 奈良市企業局会計規程 (平成26年奈良市企業局管理規程第9号) の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用職員」を「法第15条に定める 企業職員(第98条において単に「企業職員」という。)」 に、「含む」を「いう」に改める。

第98条中「全企業職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員、第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び」を加える。

附則

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

(平成29年10月10日掲示済)

奈良市企業局告示第72号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月11日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社トールカンパニー	代表取締役 森田 享	奈良県香芝市西真美一丁目 4 - 6 IKKOビル302号	平成29年10月4日

(平成29年10月11日掲示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月11日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社浦岡設備技研	代表取締役 浦岡 英夫	奈良県宇陀市大宇陀迫間48番地	平成29年10月4日

(平成29年10月11日掲示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規 程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月13日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ウエノ住器サービス	上野 利輝	奈良県橿原市飯高町346番地	平成29年9月29日

(平成29年10月13日掲示済)

| 良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

奈良言

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局告示第75号

奈良市企業局告示第74号

奈良市企業局告示第73号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈

第1 入札に付する事項

平成29年10月16日

1 工事名 流量計設置工事(緑ヶ丘直圧第一配水 区口径400粍配水本管)

- 2 工事場所 奈良市東登美ヶ丘二丁目地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月15日まで
- 4 工事概要

 挿入型電磁流量計の据付(新設)
 1台

 建柱工(鋼管柱H=6m)
 1箇所

 流量計設置に係る電気工事
 一式

 不断水穿孔工(φ400×φ75)
 1箇所

鋤取復旧工事 A s (t = 5 cm) 114㎡

5 予定価格 10,420千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 8.075千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市企業局告示第76号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月16日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘高区配水池流量計更新工事
- 2 工事場所 奈良市川上町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年3月9日まで
- 4 丁事概要

既設電磁流量計の撤去及び新設挿入型流量計の 据付 1台

新設流量計設置に係る電気工事 一式

5 予定価格 4,680千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 3,805千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市企業局告示77号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する 事務取扱要領によります。

平成29年10月16日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 公共下水道築造工事
- 2 工事場所 奈良市法華寺町地内
- 3 工事期間 契約日から平成30年5月31日まで

(ただし、当初契約工期は契約日から 平成30年3月30日までとし、繰越手続 後、工期延期を行う予定。)

4 工事概要 工事延長 L = 211.5m

 $SP \phi 400mm$ 管推進工 L = 42.0m

H P ϕ 250mm管推進工 L = 40.8m

 $V P \phi 200 mm$ 管推進工 L = 20.6 m

PRP φ 200mm管布設工 L = 98.0m

1号組立人孔設置工 4箇所

小口径塩ビ人孔設置工 5箇所

汚水桝及び取付管工 7箇所

立坑工 3箇所

附帯工 一 式

5 予定価格 56,350千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限モデル型算出価格 43,883千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市企業局告示第78号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年10月16日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

第1 入札に付する事項

人孔鉄蓋布設替工事 奈良市西登美ヶ丘八丁目地内 他(発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格 及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり) 以下省略

(平成29年10月16日掲示済)

奈良市企業局告示第79号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月23日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
永尨設備サービス株式会社	代表取締役 南 和彦	奈良県大和高田市市場792-16	平成29年10月16日

(平成29年10月23日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

平成29年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年10月6日

奈良市教育委員会 教育長 中 室 雄 俊

- 1 日 時 平成29年10月13日(金) 午前10時から
- 2 場 所 奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 会議に付すべき事案

議事

議案第26号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正につ いて

議案第27号 奈良市立学校設置条例の一部改正について 協議事項

「学校教育で育む力について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、 教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第 締切させていただきます。

(平成29年10月6日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第23号

奈良市農業委員会平成29年10月農業委員会総会の会議を 次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規 則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項 の規定により告示します。

平成29年10月6日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

- 1 日時
 - 平成29年10月13日(金) 午後1時30分
- 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第21会議室

- 3 審議案件
 - 法令等に基づく事務関係
 - (1) 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条、第4条 及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証

明について

- (3) 水田利用転換届出について (9月専決処理分)
- (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (5) 知事許可について (9月許可分)
- 農政関係
- (1) 平成30年遊休農地解消モデル事業について
- (2) 各部門の活動状況について

(平成29年10月6日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつ と、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おた がいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切 に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のと れた新しい住みよいまちづくりをしましょう。